

◎新潟県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成28年2月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画区域の名称
燕弥彦都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
新潟県燕市次新字道下の一部
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
新潟県新潟市西蒲区上小吉の一部